



**緊急事態宣言の再発令と延長に伴う中小事業者支援
我孫子市事業継続支援金（令和3年1～2月）10万円を交付**

地元中小事業者の事業の継続を下支えすると共に、各々の実情に応じた感染症対策の取り組み等を応援するため、国の地方創生臨時交付金を活用した我孫子市独自の事業者支援事業である『事業継続支援金』事業を拡充し、新型コロナウイルス感染症の再拡大による緊急事態宣言の再発令と延長により大きな影響を受ける地元中小事業者に対して市が独自に10万円を交付します。

緊急事態宣言の再発令と延長を受けての緊急対策であることを踏まえ、事業者負担を軽減するため、なるべく申請を簡素化し、これまでに市が実施した事業継続支援金（飲食店支援金を除く）の交付を受けた事業者と国が実施した持続化給付金の給付を受けた事業者は今般も影響を受けるものと認め、今回の支援金の対象としました。また、これまで支援金等の交付を受けることがなかったものの、1～2月の売上が平成31年または令和2年の同月比で20%以上減少した事業者についても対象とします。

【交付額】 1事業者につき10万円

【交付対象者】 緊急事態宣言の再発令と延長により大きな影響を受ける地元中小事業者。

- 1号 これまでに実施した事業継続支援金（飲食店支援金を除く）の交付を受けた事業者。
- 2号 令和2年度に国が実施した持続化給付金の交付を受けた地元中小事業者。
- 3号 令和3年1月または2月の売上が平成31年または令和2年の同月比で20%以上減少した地元中小事業者。

【申請書の発送・申請受付開始】 令和3年2月22日頃

【申請の締め切り】 令和3年3月22日 ※消印有効

【申請書の入手方法】 次のように配布します。

- 1号 対象事業者に市が個別に送付
- 2号 ホームページからダウンロード（商工会の協力により商工会員には商工会が送付）
- 3号 ホームページからダウンロード

【予算規模】 ※予備費対応

○事業継続支援金として総額1億2000万円（約1200事業者を想定）

【問い合わせ】

我孫子市環境経済部商業観光課

担当 工藤・大阿久・奈良

☎04-7185-1111（内線505）

【事業継続支援金に関するこれまでの取り組み】

1 事業継続支援金（1～7月）

（1）制度概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上が大きく（20%以上）減少したものの、50%以上減少した月がないため国や県の給付金を受けられない地元中小事業者を対象に、事業の継続を下支えすると共に、各々の実情に応じた感染症対策の取り組み等を応援するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、我孫子市が独自に最大30万円の支援金を交付しました。

（2）申請期間 令和2年5月15日（公示）～令和2年8月31日（書類必着）

（3）交付実績 272件、4130万円

2 事業継続支援金（8～12月）

（1）制度概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上が大きく（20%以上）減少したものの、50%以上減少した月がないため国や県の給付金を受けられない地元中小事業者を対象に、事業の継続を下支えすると共に、各々の実情に応じた感染症対策の取り組み等を応援するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、我孫子市が独自に10万円の支援金を交付しました。

（2）申請期間 令和2年10月22日（公示）～令和3年2月1日（書類必着）

（3）交付実績 113件、1130万円（審査継続中）

3 事業継続支援金（飲食店支援金）

（1）制度概要

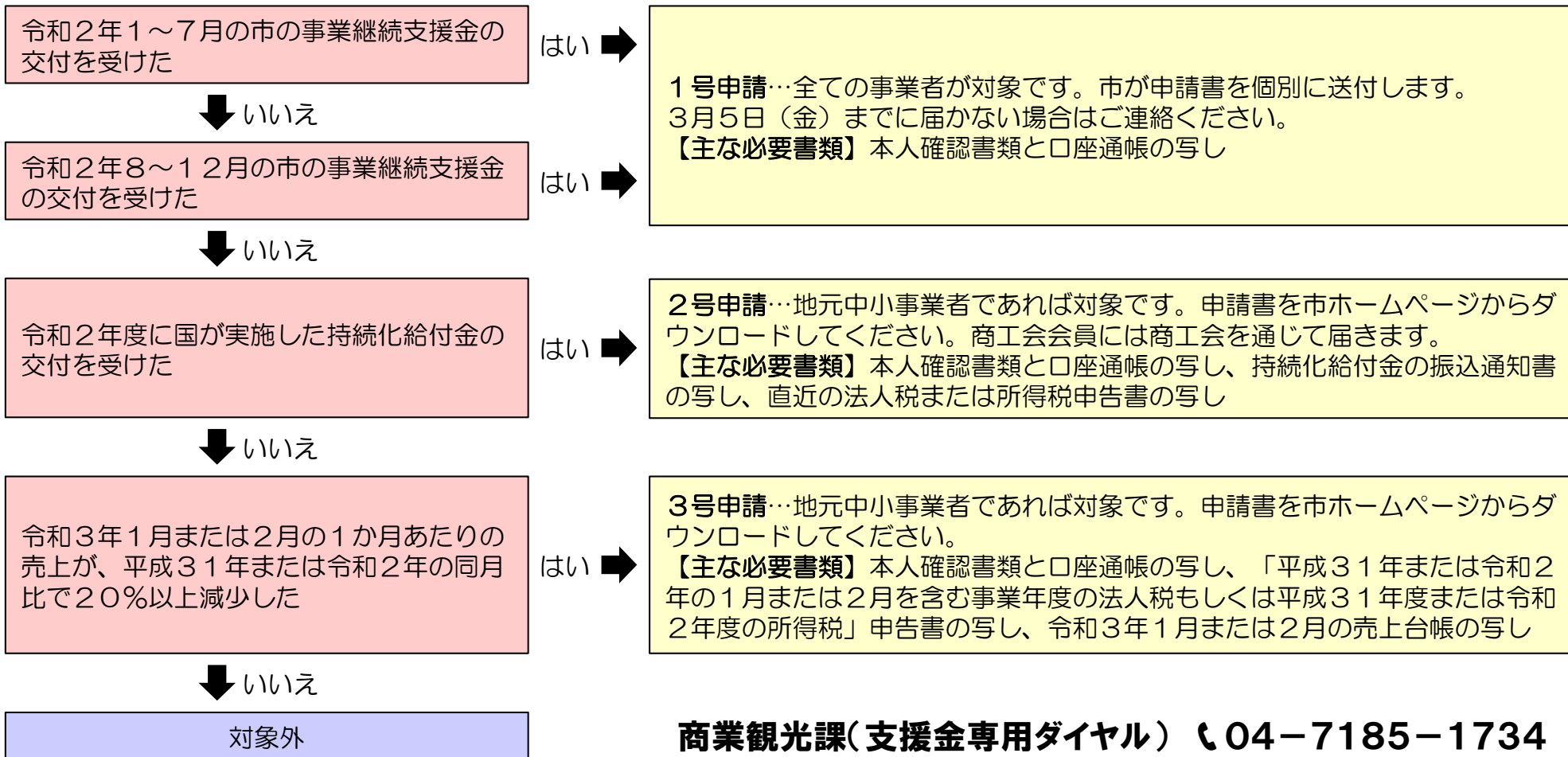
新型コロナウイルス感染症の再拡大による飲食店の事業環境の変化を受け、市内飲食店の事業の継続と感染症対策を緊急的に支援するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、我孫子市が独自に市内で飲食店を営む中小事業者に10万円を交付しました。

（2）申請期間 令和2年12月23日（公示）～令和3年2月1日（書類必着）

（3）交付実績 245件、2450万円（審査継続中）

我孫子市事業継続支援金(令和3年1~2月) 10万円を交付

申請期限は3月22日(月) 消印有効 まで



商業観光課(支援金専用ダイヤル) ☎04-7185-1734

* 地元中小事業者とは、次の条件を全て満たす事業者をいいます。①市内に事業所を有する法人(国、公共法人、政治団体、宗教上の組織または団体を除く)または個人事業主であること。農業者の場合は市農業委員会の農家台帳に登録されている者であること。②法人の場合は実質的な本店が我孫子市内または隣接市町(柏市、印西市、取手市、利根町)に所在すること。ただし、医療・調剤薬局・福祉・保育のサービスを主に提供する事業所を対象とする場合及び農業者の場合は本店の場所は問いません。③法人の場合は資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満の法人であること又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人であること。
* 交付を受けるには、次の要件も満たしている必要があります。①感染症対策に取り組んでいること。②今後も事業を継続する意思があること。③破産手続開始等の申立てがされていないこと。④市税等(国民健康保険税を含む)を滞納していないこと。⑤暴力団や暴力団等と関わりのある者ではないこと。